

北消協第 108号

平成21年 7月 6日

内閣総理大臣 麻生 太郎 様
内閣官房長官 河村 建夫 様
内閣府特命担当大臣 野田 聖子 様

社団法人 北海道消費者協会
会 長 橋 本 智 子

消費者庁長官、消費者委員会及び委員長の人選に関する要請

7月1日、「消費者庁、消費者委員会設立準備室人事」について官房長官から「内閣府事務次官として活躍した内田俊一氏を消費者庁設立準備顧問に任命した。消費者庁の発足時に正式に発令するが、長官に就任してほしいと考えている」また「消費者委員会設立準備参与10名を任命した。この方に委員になっていただきたいと考えている。野田大臣から参与の代表として住田裕子氏が指名された」との発表があった。

消費者庁及び消費者委員会は、消費者行政全般を監視する機能を有しており、これらの行政が消費者目線で機能していくために極めて重要な役割が期待されている。

ついては、下記のとおり要望する。

記

1. 消費者庁長官、消費者委員会委員の人選は、これまで消費者問題に積極的に取り組み、消費者の立場に立ち消費者問題の解決に取り組む熱意と力量のある人を人選すること。
2. 消費者委員会委員長の選任は、消費者庁及び消費者委員会設置法第12条に「委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する」と定めている。委員長は委員の自由な意思に基づく互選により選任すること。